

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援センター サンホーム鶴間
所在地	神奈川県大和市西鶴間八丁目1番地2号
事業者指定番号	大和市 1473000063 号
加算届	特定事業所加算Ⅱ
管理者・連絡先	管理者 大谷 伸之 連絡先 046(277)0881
サービス提供地域	大和市・座間市
併設サービス	介護老人福祉施設 訪問介護・介護予防訪問型サービス 通所介護・介護予防通所型サービス 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 地域包括支援センター

2 当法人の概要

名称	社会福祉法人 大和清風会
所在地	〒242-0005 神奈川県大和市西鶴間八丁目1番2号 Tel (代表) 046(277)0033
代表者名	理事長 天野 宏一

3 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	運営・管理、全般	1 (常勤兼務)
介護支援専門員	ケアプラン作成・訪問調査・相談窓口	1 (常勤兼務)・5 (常勤専従)

4 営業時間

区分	平日	土曜日	日曜日
営業時間	8:45~17:30	8:45~17:30	休業

(注) 平日・土曜日が祝日の場合も営業日となります。年末年始(12/31~1/3)は休業日となります。 ※緊急時には上記時間以外でも相談可能です。

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合は、その旅費(実費)の支払いが必要となります。なお、自動車を使用した場合

の交通費は1 kmにつき 50 円となります。

6 当事業所のサービスの方針

- (1) 介護支援専門員として公平中立な立場で援助いたします。
- (2) 利用者及び介護者の希望に沿うようケアプランを作成します。
- (3) モニタリングを定期的の実施しご自宅を訪問しながら援助していきます。

7 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ご利用者相談コーナー	電話番号	046 (277) 0881
	FAX 番号	046 (277) 0880
	相談担当者	大谷 伸之 (管理者)
	対応時間	営業時間に準ずる

○公的機関において、次の機関において苦情申出等ができます。

大和市役所 健康福祉部 介護保険課苦情担当窓口	所在地	大和市鶴間一丁目1番1号
	電話番号	046 (260) 5170
	FAX 番号	046 (260) 5158
	対応時間	月～金 (祝日を除く) 8:30～17:00
神奈川県国民健康保険団 体連合会 (国保連)	所在地	横浜市西区楠町27番地-1
	電話番号	045 (329) 3447
	対応時間	月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15

8 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 秘密保持

- (1) 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

10 従業員の研修

- (1) 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。

11 衛生管理

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 当事業所職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (5) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.2 虐待の防止

当事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待の防止に関する担当者：管理者 大谷 伸之

1.3 身体拘束の禁止

- (1) 当事業者はサービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きの規定に基づき緊急やむを得なく身体拘束等の行動制限を行う場合には、事業者は事前に、もしくは可及的速やかに利用者及び家族に連絡・説明し、同意を得ます。
- (3) 第1項ただし書きの規定に基づき緊急やむを得なく身体拘束等の行動制限を行なう場合には、『サンホーム鶴間「身体拘束等の行動制限」についての取扱要領』に従って適正に手続きをした上、実施した日時、方法、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、見直し日、見直しまでの対応、その他必要な事項について身体拘束に関する報告書及び支援経過記録に記載します。

1.4 業務継続計画（BCP）の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。